

## 交通対策特別委員会の中間報告

本委員会は、平成27年第3回定例会において設置され、以来、前期における交通対策特別委員会での成果を踏まえながら、高速鉄道3号線と沿線のまちづくり、福岡都市圏における公共交通機関及び道路交通の円滑化について調査を続けてきた。

以下、調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれもまだ多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・研究を進めていく必要がある。

### 記

#### 1. 高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについて

高速鉄道3号線については、開業区間の現状と延伸事業の進捗状況等について調査を行った。開業区間については、利用人員は着実に増加しており、引き続き利用促進に努めるとの報告を受けた。延伸区間については、25年度に土木本体工事に着手し、32年度開業を目指していたが、平成28年11月8日に発生した博多駅（仮称）工区の道路陥没事故を受け、今後のスケジュールや開業時期等については、事故の原因究明及び再発防止策の検討を踏まえながら、再検討していくとの報告を受けた。また、中間駅の運営上必要な出入り口については、工事に順次着手していること、博多駅については、利用者数見込みの増加を受け、混雑緩和や利便性向上の観点から、駅レイアウトや空港線との乗りかえ通路を見直したこと、さらに、今後も駅施設の検討を進め、昨今の労務単価等の変化及び道路陥没事故の影響を踏まえた全体事業費の検証も行っていくことの報告を受けた。

沿線のまちづくりについては、「3号線沿線まちづくり方針」に沿った取り組み状況について調査を行った。開業区間については、各駅周辺においては土地区画整理事業の検討や市街地整備が進められており、引き続き、交通結節機能強化や地域の主体的なまちづくり活動への支援などに取り組み、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していくとの報告を受けた。また、延伸区間については、博多駅南西街区の新ビル開業に合わせた回遊性向上への取り組みや、はかた駅前通りの再整備に着手し、安全、快適でにぎわいや魅力のある通りの形成に取り組んでいるとの報告を受けた。

高速鉄道3号線と沿線のまちづくりについては、博多駅（仮称）工区の道路陥没事故の原因究明の進捗状況、再発防止策の確立、被害補償のあり方等を積極的な情報公開のもとに引き続き調査するとともに、周辺地域の住民との協議を踏まえ、市民への情報発

信や利便性の向上に留意しながら、総合的な調査・検討を進めていく必要がある。

## 2. 福岡都市圏における公共交通機関について

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、乗り継ぎ利便性の向上及び利用促進の取り組み状況について調査を行った。乗り継ぎ利便性の向上については、乗り継ぎダイヤの調整や乗り継ぎ割引等を実施し、利用促進に向けては、パーク・アンド・ライド、地区内循環バスの試行運行、スロープ等の設置による駅のバリアフリー化に取り組んでいるとの報告を受けた。また、直通運転化した場合の採算性や利便性についての検証結果が示され、今後とも、望ましい運行スキーム案を検討するとともに、九州大学箱崎キャンパス跡地を初め、沿線のまちづくり動向に留意しながら、鉄道利用者増加につながる利用促進策について事業者と連携して取り組んでいくとの報告を受けた。

バス交通のあり方については、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく施策などについて調査を行った。路線バスの休廃止に伴い公共交通が空白となる地域においては、代替交通の運行経費を補助するとともに、地域、交通事業者と共働し、各路線の利用促進や、利用の少ない路線の見直しに取り組んでいるとの報告を受けた。また、公共交通が不便な地域においては、地域主体の取り組みに対する検討経費や、交通事業者が実施する試行運行の経費を補助するとともに、地域の話し合いへの参加や体制づくりなどの支援を行っているとの報告を受けた。

高速鉄道2号線と西鉄貝塚線との直通運転については、実現に向け、西鉄貝塚線の利用促進につながる沿線開発の誘導などによる増客、利便性向上策について今後とも調査・検討を進めるとともに、バス交通のあり方については、地域の実情に応じた生活交通の確保の具体的な取り組みについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

## 3. 道路交通の円滑化について

都心部における交通混雑対策については、公共交通による都心部の交通アクセスの向上、公共交通の利便性向上と利用促進、バス交通の円滑化及び駐車交通の適正化について調査を行った。公共交通による都心部の交通アクセスの向上については、都心循環BRTの形成に向け、28年度から実施している試行運行の検証を行うとともに、バス路線の再編、効率化、専用走行空間のあり方などの検討を進めているとの報告を受けた。公共交通の利便性向上と利用促進については、公共交通相互の乗り継ぎ利便性向上への取り組み、小学生を対象としたモビリティ・マネジメントの実施、パーク・アンド・ライド駐車場の確保による多様な交通手段の提供などについて報告を受けた。また、駐車交通の適正化については、公共交通を主軸とした交通体系づくりに資するため、附置義務

駐車場条例の見直しを進めているとの報告を受けた。

都心部における総合的な自転車対策については、放置自転車の状況及び対策について調査を行い、駐輪場の整備、モラル・マナーの啓発及び放置自転車撤去等に引き続き取り組むとの報告を受けた。また、天神地区の渡辺通り周辺については、28年度からは放置自転車の休日撤去も開始し、対策をさらに強化するとともに、暫定施設である路上駐輪場については、附置義務駐輪場の整備等にあわせ、放置自転車の状況等を検証しながら、段階的に廃止を行うとの報告を受けた。

観光交通対策については、近年のクルーズ船寄港数急増等を背景とした交通課題への取り組み状況及び今後の進め方などについて調査を行った。クルーズ船観光客が利用する貸し切りバスが急増し、集中することで商業施設や観光地周辺の交通混雑が一層顕在化しているため、旅行会社への訪問先、訪問時間の分散化の要請を行うとともに、貸し切りバスショットガン方式の導入や交通指導員配置による既存駐車場の利用促進、公有地を活用した駐車場、乗降場の確保に取り組んでいるとの報告を受けた。また、現在の取り組みによる効果を分析、検証しながら、引き続き、旅行会社、商業施設、県警などと連携した取り組みを進めるとの報告を受けた。

都心部における交通混雑対策については、自動車交通の削減、抑制や公共交通への利用転換の誘導に向け、引き続き調査・検討を進めるとともに、総合的な自転車対策についても調査・検討を行う必要がある。また、観光交通対策については、貸し切りバスを利用するツアーのさらなる分散化や既存駐車場の利用促進、公有地を活用した駐車場の確保について、今後とも調査・検討を進めていく必要がある。